

都営住宅建築工事共通仕様書（令和4年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第1章 総則

### 第1節 共通事項

1.1.11

書面の書式及び  
取扱い

監督員に対し書面を提出する場合は、別に定める「受注者等提出書類処理基準・実施細目」（東京都住宅政策本部）により行う。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。

1.1.16

個人情報の保  
護

- 1 (略)
- 2 個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。
  - (1) ～ (2) (略)
  - (3) その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱うこと。
- 3 ～ 4 (略)

1.1.19

保険の加入及  
び事故の補償

標準仕様書 1.1.19 による、ほか次による。  
受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。  
※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

### 第4節 施工

1.4.2

排出ガス対策  
型建設機械

標準仕様書 1.7.7 による建設機械は、次に示すものとする。  
(1)～(2) (略)

1.4.3 標準仕様書 1.7.8 による建設機械は、次に示すものとする。  
低騒音・低振動型建設機械 (1)～(15) (略)

## 第5節 しゅん功図

1.5.1 標準仕様書 1.2.4 によるほか、工事記録写真の撮影方法及び整理は、「工事記録写真  
工事の記録等 撮影基準・同細目」(東京都住宅政策本部)に基づく。  
2 (略)

1.5.3 保全に関する資料は、標準仕様書 1.9.3 によるほか、その種類、内容及び提出部数は監  
保全に関する資料 督員の指示による。

## 第2章 仮設工事

### 第2節 足場、その他仮設物

2.2.1 標準仕様書 2.2.4 によるほか、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は、安  
足場 全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足  
場の組立等作業主任技能講習を修了した者等が行うこととする。

## 第5章 防水工事

### 第1節 共通事項

5.1.1 この章は、標準仕様書第9章防水工事を補足するもので、アスファルト防水及びウレ  
一般事項 タンゴム系塗膜防水の防水工事並びにシーリング工事に適用する。

### 第2節 アスファルト防水

5.2.2 モルタル保護アスファルト防水の工法による種類及び工程による種別は、標準仕様書  
モルタル保護アスファルト防水 9.2.3 における A-2 とする。ただし、工程8の「保護層」は「保護モルタル」とする。

## 第8章 金属工事

### 第3節 溶融亜鉛メッキ

8.3.3  
加工工程

- 1 溶融亜鉛めっきは、原則として、標準仕様書表 14.2.2 の A 種、B 種又は C 種とする。
- 2～3 (略)

都営住宅建築工事共通仕様書（令和4年10月）追補版（令和5年4月1日適用） 新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		
<p>第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 共通事項</p> <p>1.1.11 <u>書面の書式及び取扱い</u> 監督員に対し書面を提出する場合は、別に定める「受注者等提出書類処理基準・実施細目」（東京都住宅政策本部）により行う。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。</p> <p>1.1.16 個人情報 の保護 1 （略） 2 個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) その他、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱うこと。 3 ～ 4 (略)</p> <p>1.1.19 標準仕様書 1.1.19 による、ほか次による。 保険の加入及び事故の補償 受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。 ※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。 <u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 施工</p> <p>1.4.2 標準仕様書 1.7.7 による建設機械は、次に示すものとする。 排出ガス 対策型建設機械 (1) ～ (2) (略)</p>		<p>第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 共通事項</p> <p>1.1.11 <u>提出書類</u> 監督員に対し書面を提出する場合は、別に定める「受注者等提出書類処理基準・実施細目」（東京都住宅政策本部）により行う。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。</p> <p>1.1.16 個人情報 の保護 1 （略） 2 個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) その他、<del>東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）</del>に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱うこと。 3 ～ 4 (略)</p> <p>1.1.19 標準仕様書 1.1.19 による、ほか次による。 + 保険の加入及び事故の補償 受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。 ※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。 <del>2 標準仕様書「1.1.19 保険の加入及び事故の補償(5)及び(7)」の表記は、次のように読み替える。</del> <del>(5) 建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則1か月以内（電子申請方式による場合は原則40日以内）に発注者に提出する。</del> <del>(7) 発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（電子申請方式による場合は掛金充当書（工事別））その他関係資料を提出する。</del></p> <p style="text-align: center;">第4節 施工</p> <p>1.4.2 標準仕様書 1.6.7 による建設機械は、次に示すものとする。 排出ガス 対策型建設機械 (1) ～ (2) (略)</p>		<p>東京都建築工事標準仕様書と整合（項目名称）</p> <p>都条例廃止に伴い修正</p> <p>東京都建築工事標準仕様書と整合</p> <p>東京都建築工事標準仕様書と整合（項目番号）</p>

都営住宅建築工事共通仕様書（令和4年10月）追補版（令和5年4月1日適用） 新旧対照表

改定（新）		現行（旧）		
1.4.3 低騒音・低 振動型建 設機械	標準仕様書 1.7.8による建設機械は、次に示すものとする。 (1)～(15)（略）  第5節 しゅん功図	1.4.3 低騒音・低 振動型建 設機械	標準仕様書 1.6.8による建設機械は、次に示すものとする。 (1)～(15)（略）  第5節 しゅん功図	東京都建 築工事標 準仕様書 と整合（項 目番号）
1.5.1 <u>工事の記 録等</u>	1 標準仕様書 1.2.4によるほか、工事記録写真の撮影方法及び整理は、「工事記録写真撮影基 準・同細目」（東京都住宅政策本部）に基づく。 2（略）	1.5.1 <del>試験・施工 等の記録</del>	1 標準仕様書 1.2.5によるほか、工事記録写真の撮影方法及び整理は、「工事記録写真撮影基 準・同細目」（東京都住宅政策本部）に基づく。 2（略）	東京都建 築工事標 準仕様書 と整合（項 目名称、番 号）
1.5.3 保全に関 する資料	保全に関する資料は、標準仕様書 1.9.3によるほか、その種類、内容及び提出部数は監督員の 指示による。  第2章 仮設工事 第2節 足場、その他仮設物	1.5.3 保全に関 する資料	保全に関する資料は、標準仕様書 1.8.3によるほか、その種類、内容及び提出部数は監督員の 指示による。  第2章 仮設工事 第2節 足場、その他仮設物	東京都建 築工事標 準仕様書 と整合（項 目番号）
2.2.1 足場	標準仕様書 2.2.4によるほか、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は、安全衛生特 別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主 任技能講習を修了した者等が行うこととする。	2.2.1 足場	標準仕様書 2.2.5によるほか、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は、安全衛生特 別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主 任技能講習を修了した者等が行うこととする。	東京都建 築工事標 準仕様書 と整合（項 目番号）
5.1.1 一般事項	第5章 防水工事 第1節 共通事項 この章は、標準仕様書第9章防水工事を補足するもので、アスファルト防水及びウレタンゴム 系塗膜防水の防水工事並びにシーリング工事に適用する。	5.1.1 一般事項	第5章 防水工事 第1節 共通事項 この章は、標準仕様書第9章防水工事を補足するもので、アスファルト防水及びウレタンゴム 系塗膜防水の各防水工事並びにシーリング工事に適用する。	東京都建 築工事標 準仕様書 と整合

都営住宅建築工事共通仕様書（令和4年10月）追補版（令和5年4月1日適用） 新旧対照表

	改定（新）		現行（旧）	
5.2.2 モルタル保護ア スファルト防水	<p>第2節 アスファルト防水</p> <p>モルタル保護アスファルト防水の工法による種類及び工程による種別は、標準仕様書9.2.3におけるA-2とする。ただし、工程8の「保護<del>層</del>」は「保護モルタル」とする。</p> <p>第8章 金属工事</p> <p>第3節 溶融亜鉛メッキ</p>	5.2.2 モルタル保護ア スファルト防水	<p>第2節 アスファルト防水</p> <p>モルタル保護アスファルト防水の工法による種類及び工程による種別は、標準仕様書9.2.3におけるA-2とする。ただし、工程8の「保護<del>コンクリート</del>」は「保護モルタル」とする。</p> <p>第8章 金属工事</p> <p>第3節 溶融亜鉛メッキ</p>	東京都建築工事標準仕様書と整合
8.3.3 加工工程	<p>1 溶融亜鉛めっきは、原則として、標準仕様書表14.2.2のA種、B種又はC種とする。</p> <p>2～3 （略）</p>	8.3.3 加工工程	<p>1 溶融亜鉛めっきは、原則として、標準仕様書表14.2.3のA種、B種又はC種とする。</p> <p>2～3 （略）</p>	東京都建築工事標準仕様書と整合（項目番号）